

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、上場企業としての社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すため、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であるとの認識に立ち、「オリコングループ行動規範」の策定、内部監査体制の構築、CSR委員会などによるコンプライアンス体制の強化、社外取締役及び社外監査役の選任などによる取締役会及び監査役会の機能強化に努めております。また、コンプライアンス管理부를設置し、全社的内部統制を厳格かつ適正に行う体制を強化させております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社リトルポンド	4,712,700	34.15
株式会社ブロードピーク	1,513,400	10.97
光通信株式会社	682,200	4.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	395,900	2.87
小池 秀効	299,000	2.17
小池 尚子	296,600	2.15
株式会社ディーエイチシー	252,000	1.83
クレディ・スイス証券株式会社	176,200	1.28
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	171,278	1.24
J.P.MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A.1300002(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	163,000	1.18

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 更新 なし

補足説明 更新

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 JASDAQ

決算期 更新 3月

業種 更新 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 <b>更新</b>	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高 <b>更新</b>	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 <b>更新</b>	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 **更新**

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 **更新**

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
向川 壽人	公認会計士													
藤原 誠司	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
向川 壽人			公認会計士として会計・税務に精通すると共に、会社経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したためです。また、当社の「社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」」で規定されている独立性基準のいずれにも該当せず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

藤原 誠司		人材開発や組織活性化の領域に精通すると共に、会社経営に関する豊富な経験・実績・見識を有しており、経営の重要事項の決定及び業務執行を行うのに適任であると判断したためです。また、当社の「社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」」で規定されている独立性基準のいずれにも該当せず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
-------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人と定期的に監査結果の報告と情報の共有化を図り、緊密な連携をもって監査を実施しております。また、当社における内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の組織である社長室が担当し、社長室長は年度監査計画書を作成した上で、それに基づいた監査を実施しています。社長室長は、監査役会に対して、定期的に内部監査実施状況を報告しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
西島 聡	税理士													
石島 徹	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

西島 聡	株式会社AGSコンサルティングの取締役であります。同社グループと当社との取引額は、直近事業年度において同社グループ総売上高の0.1%未満であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。	直接企業経営に関与され、税理士であり、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として適切な助言を頂けるものと判断したためです。また、当社の「社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」」で規定されている独立性基準のいずれにも該当せず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。
石島 徹		金融機関出身であり、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、社外監査役として適切な助言を頂けるものと判断したためです。また、当社の「社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」」で規定されている独立性基準のいずれにも該当せず、当社の一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数 <span style="background-color: orange;">更新</span>	4名
--	----

### その他独立役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の「独立性の判断基準」

当社取締役会は、以下のすべてに該当しない社外取締役及び社外監査役を独立性がある社外取締役及び社外監査役と判断する。

- a.当社及び当社の子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者
- b.当社グループの主要な取引先(過去3事業年度における年間取引額の平均額が連結売上高の2%を超える)である者若しくはその業務執行者、又は当社グループを主要な取引先(過去3事業年度における年間取引額が相手方の連結売上高の2%を超える)とする者若しくはその業務執行者
- c.当社グループから役員報酬以外に多額(年間取引額が1,000万円又は相手方の連結売上高の2%のいずれか高いほうの額を超える)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合などの団体である場合は、当該団体に所属し当社グループを直接担当している者)
- d.当社の主要株主(注1)(当該主要株主が法人である場合、当該法人の業務執行者)
- e.当社グループの主要借入先(注2)の業務執行者
- f.過去3年以内においてa.からe.に該当していた者
- g.a.からf.に掲げる者(重要でない者を除く)の近親者(配偶者又は2親等以内の親族)

(注1)主要株主とは、自己又は他人の名義をもって総株主の議決権の10%以上の議決権を保有する株主

(注2)主要借入先とは、当社グループが借入をしている金融機関グループ(直接の借入先が属する連結グループに属するものをいう)であって、直前事業年度末における当社グループの当該金融機関グループからの全借入額が当社グループの連結総資産の5%を超える者

以上

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

### 該当項目に関する補足説明

株主価値の高い企業を目指すため、取締役の業績向上に対する意欲と士気を高めることを目的としてインセンティブの付与を行っております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	---------------------------------

### 該当項目に関する補足説明

当社並びに当社子会社の取締役、監査役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として付与いたしております。

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

2020年3月期において、取締役に対する報酬額は95,692千円であり、監査役に対する報酬額は11,265千円であります。そのうち、社外役員に対する報酬額は12,006千円であります。

なお、取締役の報酬限度額は、2010年6月24日開催の株主総会において、年額250百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議されております。また、監査役の報酬限度額は、1999年10月1日開催の株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会事務局の経営企画本部に専任者を定め、取締役会開催などの連絡を円滑かつ適切に行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社では、コーポレート・ガバナンス充実の観点から、会社経営の健全化・効率化、適切且つ確かな経営判断を可能にするとともに、その判断に基づく意思決定の迅速化を目的とした経営体制を推進しております。

### (1) 取締役会

取締役会は、社外取締役2名を含む5名で構成し、当社の経営に係わる重要事項の決定を行うとともに、会社の事業並びに経営全般に対する監督を行うため、原則として月1回開催します。また、取締役の業務執行を監督するため、社外監査役2名を含む監査役3名も出席し、適切な監査が行われるようにしております。

### (2) グループ経営戦略会議

当社では原則として週1回、社内取締役、各事業の責任者及び管理系責任者の出席による「グループ経営戦略会議」を開催し、各事業の状況把握を行うとともに、投融资案件や新規事業の立ち上げなど、取締役会への付議事項を検討・決議しております。

### (3) 監査役会

監査役会は、社外監査役2名を含む3名で構成され、当事業年度においては13回開催しております。当社ガバナンスのあり方や取締役の業務執行状況等の監査を行う機関として位置付けており、監査役は取締役会などの重要な会議に出席するほか、資料の閲覧及び事業責任者への聴取などを適宜行い、各取締役の業務執行状況を監査しております。

### (4) 内部監査

当社における内部監査は、内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の組織である社長室が担当しております。社長室長は、年度監査計画書を策定したうえで、それに基づいた監査を実施し、取締役会に対して、定期的に内部監査実施状況を報告しております。また、監査役及び会計監査人とは相互連携を図り、適宜報告及び意見交換を行っております。

### (5) 内部統制部

当社における内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に実施するために内部統制部を設置しております。

### (6) CSR委員会

当社は、役職員の職務執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理に則り社会的責任を果たすため、「オリコングループ行動規範」を制定し、これを当社グループの役職員に周知徹底させるとともに、グループ全体のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することを目的として、CSR担当役員を置き、CSR担当役員を委員長としたCSR委員会を設置しております。CSR委員会は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、実施しております。

### (7) 会計監査

当社は、海南監査法人との間で監査契約を締結しております。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名等
  - 溝口 俊一
  - 古川 雅一
- ・監査業務に係る補助者の構成
  - 公認会計士 8名 その他 2名

### (8) 執行役員制度

当社は、経営上の意思決定及び監督機能と執行機能の分離を目的として、執行役員制度を導入しており、毎月開催の取締役会が決定する基本方針に基づき、その監督のもとで執行役員が効率的に業務を執行しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社は、当社事業に精通した取締役により取締役会を構成し、また、執行役員制度の採用による意思決定及び監督機能と執行機能の分離により、経営監視機能の充実と業務執行の効率性向上を図っております。さらに取締役会に対する十分な監視機能を発揮するため、監査役3名中2名を社外監査役としており、社外監査役はそれぞれ高い専門性を有し、その専門的見地からの確かな経営監視を実行しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第21期においては、総会開催日の23日前に発送いたしました。同日ホームページ上に掲載いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	第21回定期株主総会においては、集中日と予測される日の2日前に開催いたしました。
その他	あらゆるステークホルダーの新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主総会会場への来場の見合わせ及び事前の書面による議決権行使を推奨するお知らせを定時株主総会招集通知やホームページ上に掲載いたしました。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、2020年3月期において、アナリスト・機関投資家向けの決算説明会を4回開催しました。また、出席されない方々にも情報をお伝えするべく、説明会の模様を当社ホームページ上で動画配信しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示資料、決算説明会資料、有価証券報告書、定時株主総会招集通知、IRカレンダーなどをホームページ上に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は企業広報部になります。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとの良好な関係を維持、発展させ、企業の社会的責任を果たすため、「オリコグループ行動規範」にその内容を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR委員会を設置し、毎月の電力使用量を社員に公開するなどの取組みを通じて全社への意識づけを図っております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則、並びに金融商品取引法に基づき、内部統制に関する基本方針を以下のとおり定めております。

#### 1. 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

- (1) 当社は、事業活動を行う上でコンプライアンスが最重要課題であると認識し、役職員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ企業倫理に則り社会的責任を果たすために、「オリコグループ行動規範」を定め、同規範並びにそれに基づくCSRマネジメントシステム基本規程、コンプライアンス規程等の各規程を当社グループの全役職員に周知徹底させる。
- (2) そのため、CSR担当役員を置き、CSR担当役員を委員長としたCSR委員会を設置し、当社グループ全体のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとする。CSR委員会は、定期的にコンプライアンス・プログラムを策定し、それを実施する。
- (3) これらの活動は、定期的に取り締り役及び監査役会に報告されるものとする。
- (4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。

#### 2. 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理は、文書(電磁的記録を含む)の作成、保存及び廃棄について定めた文書管理規程に基づいて適切になされるものとする。

#### 3. 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

- (1) CSR委員会は、当社グループの横断的リスク状況の監視並びに全グループの対応を行うためにリスクマネジメント基本規程を策定する。
- (2) 各事業部門は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行う。CSR委員会は、定期的にリスク管理の状況を各事業部門の長から報告させ、取締役会に報告する。

#### 4. 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

- (1) 中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化するとともに、グループ会社ごとの業績目標を明確化し、取締役、社員が全社的な目標を共有する。
- (2) 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期初に、事業部門ごとの業績目標と予算を設定する。
- (3) 月次の業績は、迅速に管理会計としてデータ化し、各事業部門で予実分析を行った上で、担当取締役及び取締役会に報告する。
- (4) (3)の議論を踏まえ、各グループ会社を担当する取締役は、その事業部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を改善する。

#### 5. 「当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

- (1) 当社及び当社グループ各社に、それぞれの責任を負う取締役が任命されており、法令遵守体制、リスク管理体制を運営・維持する権限と責任が与えられており、CSR委員会はこれらを横断的に推進し管理をする。
- (2) CSR委員会は、当社及び当社グループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われることを促進する。

#### 6. 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制」

当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役を補助する使用人として、必要な人員を配置する。

#### 7. 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」

- (1) 監査役を補助する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 当該使用人は監査役の指揮命令に従うものとし、取締役からの指揮は受けないものとする。

#### 8. 「当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制」

- (1) 当社グループ各社の取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生又は発生する恐れのあるとき、役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告する。
- (2) 当社及び当社グループ各社を担当する取締役は、監査役会と協議の上、定期的又は不定期に、担当する会社のリスク管理体制について報告するものとする。

#### 9. 「前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」

役職員等からの監査役への通報については、法令等に従い通報内容を秘密として保持するとともに、当該通報者は、内部通報に関するグループ規程に定められた扱いに準じて保護されるものとする。

#### 10. 「監査役がその職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項」

監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払等の請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

#### 11. 「その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役会は、代表取締役、監査法人それぞれと定期的及び必要に応じて意見交換会を開催し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

#### 12. 「財務報告の信頼性を確保するための体制」

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告にかかる内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、反社会的勢力排除に向けた取組みとして、「オリコグループ行動規範」において、「私たちは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、団体に対しては、断固たる行動をとるものとし、一切の関係を遮断します」と宣言し、毅然とした態度で臨むものとしております。また、経営企画本部を対応統括本部とし、警察等の関係行政機関及び顧問弁護士と連携して対応する体制を構築しております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、2011年5月9日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)」を導入することを社外取締役を含む全員一致により決定いたしました。これは当社の企業価値の源泉である中立公平な立場での情報発信の環境、すなわち「オリコン」ブランドを著しく毀損し、会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれのある大量買付行為を防止することを主要な目的とするものであります。なお、当防衛策は、2020年6月開催の第21回定時株主総会において継続することが承認され、その有効期間は2023年6月開催予定の定時株主総会の終結の時までとされています。会社の支配に関する基本方針及び買収防衛策の内容につきましては、当社ホームページに掲載しております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【適時開示体制の概要について】

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が重要であるとの認識のもと、「適時開示規程」を定め、以下の如く迅速、正確かつ公平な開示に努めております。

- (1) 企業広報部長を情報取扱責任者として、情報の一元化を図っております。
- (2) 各部署ごとに情報連絡責任者をおき、情報取扱責任者に対して情報を適時適切に提供し、適時開示を支援しております。
- (3) 情報取扱責任者は、開示対象の可能性のある情報に対して、代表取締役と共有し、開示の要否、時期・内容・方法等につき決定しております。また、必要に応じて、東京証券取引所及び顧問弁護士に相談し、助言・指導を受けております。
- (4) 決定事実に関する情報については、取締役会で承認された後、直ちに開示を行うこととしております。
- (5) 内部監査担当部署である社長室は、適時開示に係る社内体制について監査を行い、その適切性及び有効性の検証を行っております。

